

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	上尾市

上尾市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	環境経済部 農政課
所在地	上尾市本町三丁目 1 番地 1 号
電話番号	048-775-7384
FAX 番号	048-775-9872
メールアドレス	s255000@city.ageo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	上尾市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
アライグマ	飼料作物、野菜、果樹	287千円	5.8a
ハクビシン	野菜	10千円	0.6a
カラス	果樹、飼料作物	81千円	6.6a
ムクドリ	果樹	11千円	5.0a

(2) 被害の傾向

アライグマの被害が多く、果樹の収穫期にあたる6～9月にかけて捕獲情報が多数報告されている。主に平方地区及び大石地区で多く見られるが、捕獲状況や目撃情報から大谷地区、上平地区においても増加していると思われる。

全体の被害数値は減少しているが、捕獲頭数の増加や農業者の減少を考えると市内のアライグマ生息数が減少しているとは言えない。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
アライグマ	5.8a	287千円	4.6a	230千円
ハクビシン	0.6a	10千円	0.5a	8千円
タヌキ	0a	0千円	0a	0千円
カラス	6.6a	81千円	5.3a	65千円
ムクドリ	5.0a	11千円	4.0a	9千円
ヒヨドリ	0a	0千円	0a	0千円
合計	18.0a	389千円	14.4a	312千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催 ・アライグマ捕獲器購入費補助金 ・アライグマ捕獲檻の貸出し ・アライグマの捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の捕獲に頼る部分が多く地域的な防除が行えていない。 ・鳥獣害への認識や知識に差があり、個体数増加を手助けしている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会での防護柵の効果等についての説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵設置による被害軽減効果を十分に説明できておらず、設置数の増加につながっていない。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会での習性に関する説明 ・放任果樹の管理及び除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の離農に伴い、住処になりうる遊休農地を増やしてしまっている

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマの生態や防除についての普及啓発 アライグマ捕獲従事者養成研修会を引き続き年1、2回開催し、意欲ある従事者が最新の情報を得ることができる環境を整える。また、市ホームページにてアライグマの生態や防除について掲載することで、受講者以外への普及啓発を図る。 ・適切かつ効果的な防除及び捕獲の実施 地域に応じた適切かつ効果的な捕獲を実施する。また、特定外来生物に指定されているアライグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、捕獲・調査を実施するとともに、生息域及び被害状況が同様なハクビシンの捕獲についても実施していく。 ・防除、捕獲を実施する農業者に対する支援 市単独の補助である「総合防除網等設置事業」、「アライグマ捕獲器購入費補助金」により、鳥獣被害防除のための支援を行う。 ・新たな鳥獣への対策 これまでは被害がなかったニホンジカの本市へ侵入が報告されており、またその他にも新たな鳥獣による被害が発生する可能性は十分に考えられることから、各関係機関、他県、他市と情報交換を行い連携して鳥獣被害防止を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元農業者等関係者による捕獲の有資格者を育成し、適切かつ効果的に捕獲を実施する。また、アライグマの捕獲については、県の定めるアライグマ防除実施計画に基づき、通年箱わなを利用した捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4	アライグマ	・ 捕獲檻の貸与 ・ 捕獲器購入費補助金の交付 ・ アライグマ捕獲従事者養成研修の実施
R5	アライグマ	・ 捕獲檻の貸与 ・ 捕獲器購入費補助金の交付 ・ アライグマ捕獲従事者養成研修の実施
R6	アライグマ	・ 捕獲檻の貸与 ・ 捕獲器購入費補助金の交付 ・ アライグマ捕獲従事者養成研修の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、有害鳥獣捕獲を基本として実施する。アライグマについては、県のアライグマ防除実施計画を踏まえた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アライグマ	全頭	全頭	全頭

捕獲等の取組内容
捕獲手段：捕獲檻 捕獲実施予定時期：通年 捕獲予定場所：市全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 特になし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上尾市	移譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アライグマ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ	・農家が個別に設置 ・総合防除網等設置 事業による補助	・農家が個別に設置 ・総合防除網等設置 事業による補助	・農家が個別に設置 ・総合防除網等設置 事業による補助

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アライグマ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ	アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催により個別農家の侵入防止柵管理について知識向上を図る	アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催により個別農家の侵入防止柵管理について知識向上を図る	アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催により個別農家の侵入防止柵管理について知識向上を図る

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

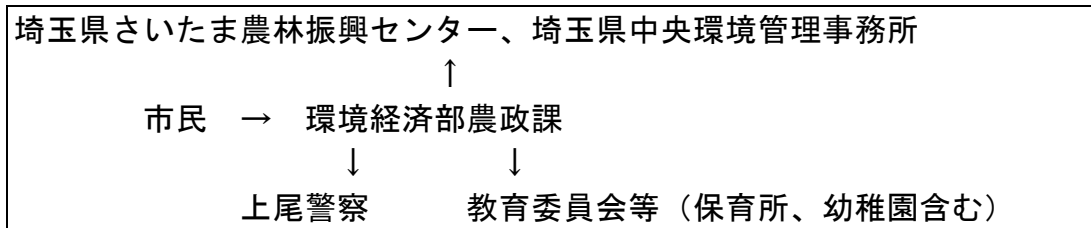
年度	対象鳥獣	取組内容
R4	アライグマ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ	・アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催により個別農家の知識向上を図る ・放任果樹の管理及び除去
R5	アライグマ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ	・アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催により個別農家の知識向上を図る ・放任果樹の管理及び除去
R6	アライグマ、ハクビシ、タヌキ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ	・アライグマ捕獲従事者養成研修会の開催により個別農家の知識向上を図る ・放任果樹の管理及び除去

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上尾市環境経済部農政課	緊急捕獲の実施、関係機関への周知

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、獣医師による安楽死の後、焼却処分している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在捕獲している鳥獣については、食品としての利用価値が難しいため利用なし。
ペットフード	特段の利用なし。
皮革	特段の利用なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特段の利用なし。

(2) 処理加工施設の実施

特になし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

特になし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上尾市農産物鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
上尾市農業委員会	事業の推進、住民への意識高揚
上尾市園芸振興協議会	事業の推進、住民への意識高揚
さいたま農業協同組合	事業の推進、住民への意識高揚
埼玉県さいたま農林振興センター	事業の推進、圃場への侵入防止技術支援
埼玉県中央環境管理事務所	事業の推進、住民への意識高揚
上尾市 環境経済部 生活環境課	事業の推進、住民への意識高揚
上尾市 環境経済部 農政課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
埼玉県農業技術研究センター	鳥獣被害防止対策における技術支援、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在の被害状況は、アライグマなどの中型動物によるものが主であり、また、現状の体制で特段の問題が発生していないため実施隊の設置について検討する予定はない。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地域ごとに、地域住民が協力し主体的に鳥獣被害対策が取組めるよう、正しい知識を得た上で地域協議会の設立等体制作りを推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物の廃棄場所や一般家庭の生ごみ廃棄、遊休農地や空き家等で、意図せず野生鳥獣の餌場や隠れ場所を作り出している。その為、被害を受けている農業者自身の対策だけに留まらず、市と地域住民で正しい知識を共有し、野生鳥獣を呼び寄せない地域づくりを行う。